

【審査基準(標準処理期間を含む。)】

| | |
|------|----------|
| 所管所属 | 循環型社会推進課 |
|------|----------|

特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替保管行為あり）の変更許可

根拠条文

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項

特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者は、その特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

(許可の基準等:廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第2項による準用)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第5項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イ～ヘ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イ～チ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の13

(法第14条第5項第2号ニ及びホの政令で定める使用人)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の10

(法第7条第5項第4号ニの生活環境の保全を目的とする法令)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6

審査基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第5項第1号に基づく同法施行規則第10条の13各号の該当性の判断は、「令和2年3月30日付環循規発第 2003301 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知の第1の3及び4」並びに「平成13年8月3日付循第224号生活環境部長通知の2(1)及び2(2)」並びに「平成18年9月25日付生活環境部長通知の2」による。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第5項第2号に基づく同法第14条第5項第2号イ～ヘの該当性の判断は、「令和2年3月30日付環循規発第 2003301 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知の第1の5」及び同法第14条第5項第2号ロの該当性の判断は、「平成12年9月28日付衛環第78号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知の第11」による。

上記の他、許可申請前に、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例に基づく手続きが必要。

標準処理
期間

| 標準事務 処理期間 | 標準事務処理期間の内訳 | | | | 備考 |
|--------------|-------------|------------------------|----|------------------------|----|
| | 受付 | | 処理 | | |
| 28日 | 機関 | 循環型社会 推進課、総 合事務所 | 機関 | 循環型社会 推進課、総 合事務所 | |
| | 期間 | 一日 | 期間 | 28日 | |